



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス  
代表者名 取締役社長 服 部 太  
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)  
問合せ先 取締役 山中 雅 文  
統括本部財務部長  
(TEL. 052-689-1129)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更」に関し、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 26 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

主な変更点は次のとおりであります。

##### (1) 変更案第 1 条 (商号)

会社の商号に英文での表示を加えたものであります。

##### (2) 変更案第 4 条 (機関)

会社法の施行に伴い、同法第 326 条第 2 項に規定する会社に必要な機関を設置するものであります。

##### (3) 変更案第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。

##### (4) 変更案第 7 条 (株券の発行)

会社法の施行に伴い、同法第 214 条の規定により会社は株券を発行する定めを新設するものであります。

##### (5) 変更案第 10 条 (単元未満株式についての権利)

会社法の施行に伴い単元未満株式についての権利を定めたものであります。

##### (6) 変更案第 14 条 (定時株主総会の基準日)

会社法の施行に伴い、現行定款第 2 章「株式」第 8 条を削除し、第 3 章「株主総会」に新設するものであります。

##### (7) 変更案第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会の招集権者を取締役会長に変更するものであります。

**(8) 変更案第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)**

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等につきインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができることを定めたものであります。

**(9) 変更案第 18 条 (議決権の代理行使)**

会社法の施行に伴い、代理人の数の規定を加えたものであります。

**(10) 変更案第 21 条 (任期)**

取締役の任期を 1 年に変更するものであります。

**(11) 変更案第 22 条 (代表取締役および役付取締役)**

組織改編・役員人事に伴い、役付取締役に取締役副会長を新設するものであります。

**(12) 変更案第 25 条 (取締役会の決議方法)**

会社法の施行に伴い、会社法第 370 条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなすことを定めたものであります。

**(13) 変更案第 26 条 (取締役会規則)**

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会規則によることを定めたものであります。

**(14) 変更案第 28 条 (社外取締役の責任免除)、第 38 条(社外監査役の責任免除)**

社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結できることを定めたものであります。

**(15) 変更案第 32 条 (補欠監査役の選任)**

監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができることを定めたものであります。

**(16) 変更案第 36 条 (監査役会規則)**

監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会規則によることを定めたものであります。

**(17) 変更案第 40 条 (剰余金の配当の基準日)**

期末配当の基準日を毎年 3 月 31 日と定めたものであります。

**(18) その他の変更案**

上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、株式会社ユー・エ ス・エスと称する。	(商 号) 第1条 当社は、株式会社ユー・エ ス・エスと称し、英文ではUSS Co., Ltd.と表示する。
(目 的) 第2条(条文省略)	(目 的) 第2条(現行どおり)
(本店の所在地) 第3条(条文省略)	(本店の所在地) 第3条(現行どおり)
(新 設)	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取 締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新 聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公 告とする。ただし、事故その 他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をす ることができない場合は、日本経 済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数 は、120,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数 は、120,000,000株とする。
(新 設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を 発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第 1項第2号の規定により、取 締役会の決議をもって自己株 式を買い受けることができる。	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2 項の規定により、取締役会の 決議によって市場取引等によ り自己の株式を取得すること ができる。

現行定款	変更案
<p>( <u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u> )</p> <p><u>第7条</u> 当社の <u>1単元の株式の数</u> は、10株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>( <u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u> )</p> <p><u>第9条</u> 当社の <u>単元株式数</u> は、10株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>( <u>単元未満株式についての権利</u> )</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主 ( <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>( <u>基準日</u> )</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿 ( <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ) に記載または記録された議決権を有する株主 ( <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ) をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>

現行定款	変更案
<p><b>(名義書換代理人)</b></p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p><b>(株主名簿管理人)</b></p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p><b>(株式取扱規則)</b></p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p><b>(株式取扱規則)</b></p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p><b>(招集)</b></p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要があるときに</u>随時これを招集する。</p>	<p><b>(招集)</b></p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に</u>これを招集し、臨時株主総会は、<u>必要あるときに</u>随時これを招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>(定時株主総会の基準日)</b></p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(招集者および議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条</u> (条文省略)</p>	<p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><b>(取締役会の招集者および議長)</b></p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p><b>(取締役会の招集権者および議長)</b></p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p><b>(取締役会の招集通知)</b></p> <p><u>第20条</u> (条文省略)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p><b>(取締役会の招集通知)</b></p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><b>(取締役会の決議方法)</b></p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>(取締役会の決議方法)</b></p> <p><u>第25条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><b>(取締役会規則)</b></p> <p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p><b>(取締役の報酬および退職慰労金)</b></p> <p><u>第22条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><b>(報酬等)</b></p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><b>(社外取締役の責任免除)</b></p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
第5章 監査役	第5章 監査役
<p><b>(監査役員の員数)</b></p> <p><u>第23条</u> (条文省略)</p>	<p><b>(員数)</b></p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>
<p><b>(監査役を選任方法)</b></p> <p><u>第24条</u> (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p><b>(選任方法)</b></p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p><b>(監査役の任期)</b></p> <p><u>第25条</u> 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p><b>(任期)</b></p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><b>(補欠監査役の選任)</b></p> <p><u>第32条</u> 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任方法は第30条第2項を準用する。</p> <p>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p><b>(常勤監査役)</b></p> <p><u>第26条</u> 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p><b>(常勤の監査役)</b></p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p><b>(監査役会の招集通知)</b></p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p><b>(監査役会の招集通知)</b></p> <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p><b>(監査役会の決議方法)</b></p> <p><u>第28条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p><b>(監査役会の決議方法)</b></p> <p><u>第35条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p><b>(監査役会規則)</b></p> <p><u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p><b>(監査役の報酬および退職慰労金)</b></p> <p><u>第29条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p><b>(監査役の報酬等)</b></p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><b>(社外監査役の責任免除)</b>  <u>第38条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
第6章 計 算	第6章 計 算
<p><b>(決算期)</b>  <u>第30条</u> 当社の営業年度は年1期とし、決算期は、毎年3月31日とする。</p>	<p><b>(事業年度)</b>  <u>第39条</u> 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p><b>(利益配当金)</b>  <u>第31条</u> 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p><b>(剰余金の配当の基準日)</b>  <u>第40条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p><b>(中間配当金)</b>  <u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議に基づき、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p><b>(中間配当の基準日)</b>  <u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>
<p><b>(配当金の除斥期間)</b>  <u>第33条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p><b>(配当金の除斥期間)</b>  <u>第42条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p>
<p><b>(附 則)</b>  <u>第25条</u> (監査役の任期)の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時総会の終結前に在任する監査役については、なお、従前のとおり任期は3年とする。</p>	(削 除)

以 上